

消防計画作成ガイドライン（改訂案）

第 1 消防計画の概要

1 消防計画とは

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）においては、防火対象物（※）におけるソフト面での予防体制の基本をなすものとして、防火管理制度及び防災管理制度（以下「防火・防災管理制度」という。）が設けられている。これは、火災・災害の発生を防止し、被害を軽減するために、必要最小限度の義務を防火対象物の所有者・管理者・占有者等に課しているものである。

防火・防災管理制度においては、管理について権原を有する者（管理権原者）、すなわち防火対象物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者（一般には防火対象物の所有者、管理者、占有者が該当する）が、一定の資格を有する防火管理者及び防災管理者（以下「防火・防災管理者」という。）を選任して、管理権原者の指示のもとに消防計画を作成し、防火管理上及び防災管理上必要な業務（以下、「防火・防災管理業務」という。）を行わせることとしている（法第 8 条及び法第 36 条により準用する法第 8 条。防災管理者の選任が義務付けられた建築物等では防災管理者が防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行うこととされている。）。

また、必要とされる防火・防災管理業務の内容は、防火対象物ごとに異なるため、法令基準に基づいて画一的に行わせるのではなく、個々の防火対象物ごとの防火・防災上の危険要因に応じて、防火・防災管理者が作成した消防計画に基づいて実施することが必要である。これは、ハード面の安全対策（消防用設備等など）については具体の措置内容が技術基準で確保されているのと対照的である。

このように、消防計画は、当該防火対象物における防火・防災管理制度における基本方針として位置付けられるものである。

※ 法においては、山林又は舟車、船きょ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものを防火対象物としており、法第 8 条では政令で定める防火対象物について防火管理制度を義務付けている。一方で法第 36 条では建築物その他の工作物のうち政令で定めるものに防災管理制度を義務付けており、当該政令では一定の防火対象物を定めている。このため、本ガイドラインでは防火・防災管理制度を義務付けている対象としては「防火対象物」の語を統一的に用いるものとする。

2 対象となる災害

本ガイドラインの対象とする災害は、防火管理業務の対象となる災害である火災、地震その他の災害及び防災管理業務の対象となる災害である地震及び毒性物質の発散等による災害である。

消防法においては、従来から、消防法第8条により、火災の予防及びその被害の軽減のため、消防計画を定めこれに基づき防火管理上必要な業務を実施することとされている。

消防法第36条により、火災以外の災害のうち政令で定めるものについて、その被害の軽減のため特に必要のある建築物に上記規定が準用されることとなったが、これに基づき防災管理上必要な業務を実施する必要がある災害としては、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震の発生の切迫性の指摘が法改正の契機となったことから、まず地震への対応が定められている。

また、大規模・高層の防火対象物においては、地震以外の災害についても在館者の迅速かつ円滑な避難が必要となるような災害については、その種類を問わず最低限取り組むことが求められるものとして、少なくとも通報連絡及び避難誘導については取り組むべきものであるため、その代表的な事例として、毒性物質の発散等（毒性物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項に規定する毒性物質をいう。）若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第2条第1項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第2項に規定する毒素をいう。）の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故）が定められている。

3 消防計画に係る手続き等

(1) 使用開始前における届出

管理権原者は、防火・防災管理制度を遵守するため、防火対象物の使用開始前に、防火・防災管理者を選任し、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ることが必要である。

また、防火・防災管理者は、管理権原者の指示を受けて、防火対象物の使用開始前に、消防計画を作成し、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ることが必要である。

なお、これらの届出は、使用開始後における防火・防災管理者の選任（解任）、消防計画の変更の際にも必要となる。防火対象物においては、管理権原変更の際の手続きや定期的な把握、計画の見直し等について規程類を整備しておくことが重要である。

(2) 使用開始後の点検報告

多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者に対しては、火災の予防及びその被害の軽減に関する専門的な知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、防火管理上必要な業務や消防用設備等の設置状況等について定期点検の実施及びその結果の消防長又は消防署長への報告を義務付けている（防火対象物点検報告制度。法第8条の2の2）。

また、防災管理制度が義務付けられている防火対象物の管理権原者に対しては、災害による被害の軽減に関する専門的な知識を有する者（防災管理点検資格者）に、防災管理上必要な業務について定期点検の実施及びその結果の消防長又は消防署長への報告を義務付けている（防災管理点検報告制度。法第36条により準用する法第8条の2の2）。

この点検は1年に1回行う必要があり、これにより管理権原者による防火対象物の管理業務の消防法令への適合を確保するとともに、この結果点検対象事項が点検基準に適合している場合に表示（点検表示）を行うことにより防火対象物の利用者等への基準適合性に係る情報提供が行われることとなる。なお、両点検制度において、一定期間（3年間）以上継続して消防法令の基準に適合している防火対象物については、一定期間（3年間）定期点検報告義務が免除される認定を受けることができるほか、その認定を受けた表示（認定表示）を行うことができることとしている。

(3) 消防機関の役割

消防機関は、防火・防災管理者の選任（解任）の届出、消防計画の届出、統括防火・防災管理者の選任（解任）の届出、全体についての消防計画の届出を受理するとともに、消防計画の作成にあたって指導助言を行い、また防火対象物点検報告制度及び防災管理点検報告制度による点検結果の報告等によって防火・防災管理業務の実施状況の把握を行い、必要な指導等を行うこととなる。さらに、火災予防上必要があるときは立入検査や資料提出命令等によりその状況の確認を行うことができる。

この結果、防火・防災管理業務が法令又は届出を受けた消防計画に適合していない場合には措置命令等を行うことができることとなっている。

4 消防計画に定める内容

消防計画は、防火・防災管理の基本方針であり、応急活動上の訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用・取扱いに関する監督、避難・防火上必要な構造・設備の維持管理、収容人員の管理など、防火・防災管理業務を行う上で必要な事項を定めるものである。

法令上の整理としては、防火管理業務については防火管理者が防火管理に係る消防計画を定め、防災管理業務については防災管理者が防災管理に係る消防計画

を定めることとなるが、両者の整合性のとれた一体的な運用が確保されることが必要であり、このため、防火・防災管理業務全体について両方の規定を満足するよう一つの消防計画を定めることが効率的である。

(1) 防火・防災管理業務の内容

消防計画においては、火災・大規模地震等の予防・被害の軽減を図るために必要な防火・防災管理業務について定めることとされている。

これらの事項については、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、社会通念上要求される安全性が一定のレベルで確保されることを目標として、人命の確保や二次災害の防止が十分図られるよう、計画内容を定めることが必要である。また、市町村条例等により地域特性に応じた防火・防災管理業務の実施が求められている場合にはそれを満足するように消防計画を作成することが必要である。

なお、消防計画に定めることとされている訓練を実際に行う場面においては、防火対象物ごとに規模、用途、収容人員、建築物の防火・防災上の特徴（超高層の建物であり、在館者が屋外まで避難するのに時間を要する等）等を踏まえた訓練内容をできるだけ具体的に定めるとともに、訓練の実施方法についても、放送設備等を活用した順次避難訓練や本部隊におけるブラインド型図上訓練等の導入を考慮することが望ましい。

(2) 消防計画の作成単位

消防計画は管理権原の及ぶ範囲について作成することが必要である。この場合において、一つの防火対象物がその管理について複数の権原に分かれている場合には、個々の管理権原者単位（すなわち選任された防火・防災管理者単位）で消防計画を作成し防火・防災管理業務を実施するとともに、協議して防火対象物全体にわたる共同の消防計画を定めることが必要である。

一方、管理権原者が同じ複数の防火対象物が同一敷地内にある場合には、消防計画は敷地単位で作成することとされている。

本ガイドラインの対象となるような大規模・高層の防火対象物においては、当該建築物等を含め、関係のある防火対象物全体において防火・防災管理上必要な業務が適切に行われるよう、それぞれの管理権原の範囲や役割分担を明確にし、共通の認識に基づいて個々の消防計画及び共同の消防計画を作成することが特に重要である。

また、自衛消防組織については、自衛消防組織の設置対象となる用途部分の管理権原を有する者が設置義務を負い、また当該管理権原者が複数あるときは共同して自衛消防組織を置くこととされているが、火災等の災害の発生時において、初期消火、避難誘導等の自衛消防活動が防火対象物全体で効果的に実施されるように、本部となる防災センターと各地区隊が一体となった活動体制を防火対象物の全ての領域で構築すること及びそのための具体的な活動要領や

指揮命令体系を消防計画に定めておくことが必要である。

(3) 時間的な対応範囲

消防計画に基づく防火・防災管理業務は、平常時の予防的措置と災害時の応急的措置に大別することができる。いずれについても、人命安全の確保や二次災害の防止等の観点で行われるものであることから、災害発生時の応急対策を実施する時間的範囲としては、災害発生時点から、それによる生命・身体・財産の被害の軽減のために行う活動を実施し、それが全て終了する時点（つまりこれ以上被害が拡大するおそれなくなる時点）までとなる。

5 災害想定に基づいた消防計画の作成

個々の防火対象物の状況に応じ社会通念上要求される防火・防災管理業務の実施を確保するためには、当該防火対象物における危険性を客観的に把握し、これに的確に対応することのできる体制を整備することが必要となる。この社会通念上の要求レベルに相応するものとして、本ガイドラインの対象となる防火対象物においては、必要となる防火・防災管理業務を検討する上で考慮すべき危険性を包含するものとして、一定の規模の地震の発生を想定し、これに伴う被害態様をあらかじめ評価することによって、これに対する人命安全の確保や二次災害防止のために必要な活動内容を整理の上、これらに対処するための組織、人員、物資、資機材、活動要領等が確保されるように消防計画を作成することが必要である。

これにより、火災についても相応した対応を行うことが可能と考えられる。また、毒性物質の発散等への対応については、その特殊性や人為的な要素が大きいことから、個別に災害の態様を想定することは困難であり、地震等の災害への対応を想定した計画を応用して活用できる範囲で対応を行うことで足りるものであると考えられる。

消防計画の作成上想定すべき地震の規模としては、当該防火対象物における最大規模のものを想定する必要がある。本ガイドラインにおいては、共通的に少なくともおおむね震度6強程度の地震は考慮することとし、さらに地域防災計画における想定地震災害の規模や、建築基準法の耐震設計の考え方における「存在期間中に遭遇する可能性がある最大級の地震規模」等も併せて考慮の上、適切な強さの地震を想定することとする。また、震度6弱程度の地震が短時間に複数回発生する想定も効果的であると考えられる。

なお、具体的な被害態様や必要な対応行動の内容等の具体的想定手法については、防火・防災管理業務の多様性や、今後の技術的な発展を促進する観点から、一律な方法に限定するのではなく、防火対象物側の自主的な取組みに委ねることが適切と考えられる。しかしながら、対策を要する被害程度を過小評価することのないよう、また想定被害に応じた対応が不適切なものでないよう、一定の合理性が確保されている客観的な手法によることが必要である。

＜消防計画作成の一般的な手順＞

(1) 防火対象物の状況の調査・分析

防火対象物の利用形態、建物形態、設備等の状況を調査し、特徴等を分析する（建物設計時の基本計画等を参考にすることが効果的・効率的）。

－利用形態

政令別表用途、事業形態、在館者の人数、空間・時間分布、特性（特定者か不特定者か、ハンディキャップの有無等）

－建物形態

敷地配置、規模、階層、主要構造、主要区画、複数棟がある場合の接続形態

－設備等の状況

設置されている消防用設備等、防火設備（防火戸・シャッター）、非常照明、排煙設備、非常用エレベーター、非常用進入口、その他防火防災上活用可能な設備等（監視カメラ、汎用放送設備、通信設備、非常電源等）

－事業形態ごとの特徴

－劇場等：非常に多数の在館者、火気使用

－百貨店等：多数の不特定の在館者、売場内の避難経路、バックヤードの存在、多数の従業員管理の困難性

－旅館・ホテル等：夜間の対応の必要、火気使用

－病院・社会福祉施設：多数の自力避難困難者、休日夜間対応の必要

(2) 被害態様の評価

具体的な災害の発生を想定し、その被害態様の全体像（①建物等の基本被害②建築設備等被害③避難施設等被害④消防用設備等被害⑤収容物等被害⑥ライフライン等被害等）を評価する（大規模地震による被害の基本的な想定手法についての詳細は別冊1を参照）。

なお、建物構造や避難施設等が大きく損壊するおそれがある場合には、必要強度の確保が合理的な計画作成の前提として必要となることに留意すべきである。

(3) 防火・防災安全上の目標設定

当該防火対象物における防火・防災安全上の目標を設定する。基本的な目標は、まず第一に利用者の人命・身体安全の確保であり、その後は二次災害の防止となる。それら基本的な目標の達成を判断するための具体的な指標（例えば避難を完了させる時間・被害の及ぶ範囲を局限化する規模等）を検討する。防火対象物の実情や災害の態様に応じて、具体化された指標に変動が生じ得ることに留意が必要である。

(4) 対応行動の具体化

目標を達成するための対応行動の具体化（一定時間内の通報・初期対応体制、

一定規模の避難誘導体制等）を行い、これを実施することが出来る体制が構築されるように、消防計画に盛り込むべき事項（体制の構築方法、具体的対応行動の実施計画の内容）を決定する（自衛消防組織の編成についての詳細は別冊2を参照）。

なお、大規模地震に対し必要となる応急対策を勘案すると、従来から対策が講じられている火災との比較において、活動項目や組織体制は共通する点が多いと考えられるものの、想定される被害の形態や影響範囲の違い等に起因して、具体の活動内容には異なる点が存することに留意が必要である。

(5) P D C Aサイクルの採用

被害の想定や必要な対応行動が十分かどうか、それに応じた体制が備えられているかどうか等について、訓練等を通じて定期的に見直し、改善していく仕組み（P D C Aサイクル）を消防計画に盛り込んでおくことが必要である。

第2 具体的な消防計画の構成

大規模地震等に対応した消防計画の構成の標準的な例と記載上のポイントは以下のとおりである。なお、この例は管理権原が単一の場合の消防計画及び管理権原が複数の場合の全体の消防計画について記述したものであり、管理権原が複数の場合の個々の消防計画については、以下の内容のうち当該管理権原の部分に関する内容について記載することとなる。

また、この例は防火管理に係る消防計画及び防災管理に係る消防計画の両方の内容を含む一つの消防計画として作成したものであるが、防火管理及び防災管理に係る消防計画をそれぞれ作成する場合には、両者の内容に齟齬が無いように十分慎重に検討を行って作成することが必要である。

これらの記載上のポイントについては消防法施行規則の規定に基づき標準的に消防計画に盛り込まれる事項だけでなく、盛り込むことが推奨される事項も含まれているが、当該推奨事項を盛り込むかどうかの選択は防火対象物の判断に委ねられているものである。

地震災害特有の対応事項と事業所における消防計画の内容の概要等、個別事項の解説については別冊4を参照。

自衛消防組織設置対象物における自衛消防隊の活動要領、複数の防火対象物間における連携体制の構築については別冊5を参照。

※ ○印：標準的に盛り込まれる事項、●印：盛り込むことが推奨される事項

1 総則的事項：消防計画の目的、適用範囲、管理権原

(1) 消防計画の目的等に関する事項

ア 消防計画の目的

- 地震、火災、その他の災害を対象に、その災害発生の防止と被害の軽減を目的としたものであることを記載する。

イ 消防計画の適用範囲（場所・人）

- 管理権原が分かれているかどうかに関わらず、建物全体（敷地を含む）を対象とした一体となった消防計画として作成し、管理権原が分かれている場合には個別の管理権原ごとにもその役割・権原に応じて個別の消防計画を作成する。
- 従業員・利用者全てを含め、在館者全てを対象として消防計画を作成する。

ウ 管理権原の範囲

- 管理権原が分かれている場合、その権原・責任の範囲を明確に記載する（平常時の管理区分が明確でない場合や空間的な重複があるような場合

にも防火・防災管理上の空白が生じないように防火・防災管理責任の範囲を明確化する。))。

- 指定管理者制度、不動産信託制度、PFI、SPCのような管理形態での管理責任関係について明確に記載する。
- 防火・防災管理業務の一部委託を行う場合の権原委任や管理責任関係について明確に記載する。
- 管理責任状況の定期的な把握手段、変更時の消防計画変更手段について記載する。

エ 災害想定及びPDCAサイクル（消防計画の見直しを着実に実施するための手順等）

- 地震発生時における被害の想定の実施及び当該想定被害に対応した対策の具体的な内容について記載する（別冊1参照）
- 定期的な検討、訓練による検証等を踏まえた継続的な消防計画の見直し・改善を着実に実施するための手順等を明確に記載する。
- 消防計画を定期的に検討・見直しを行うことを明確に記載する。
- 消防計画の記載事項の変更が生じた場合には見直しを行うことを記載する。

(例) 人事異動、事業所の組織変更、防火対象物の変更、類似した防火対象物からの火災事例が発生した場合等

- 消防計画の適否を確認することも目的として訓練を実施し、実施結果の検証により消防計画の必要な見直しを行うことを記載する。
- 消防計画を見直すための組織等について記載する。

(例) 防火・防災管理委員会（仮称）、防火・防災管理協議会（仮称）による検討

(2) 防火・防災管理者等に関する事項

ア 防火・防災管理者及びその権限、業務、防火・防災管理組織

- 防火・防災管理者が誰であることを明確に記載する。
- 管理権原が分かれている場合に統括防火・防災管理者との関係について明確に記載する。
- 防火・防災管理者の委託を行っている場合にその委託関係及びその手続きを明確に記載する。
- 防火・防災管理者に防火・防災管理業務上与えられている権限と行うべき業務を明確に記載する。
- 防火・防災管理者を補完する組織（防火・防災管理委員会等）の構成（管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者、地区隊長等）、開催方法（時期）、審議内容について具体的に記載する。

2 予防的事項

(1) 共通的事項

ア 予防的活動に係る組織体制

- 防火・防災担当責任者、火元責任者について、その任にあたる者、責任区分、業務内容を明確化する。

イ 自主チェックに係る組織体制

- 防火・防災管理者（及びその組織）による自主チェックの方法、実施計画について具体化する。
- 法第8条の2の2による防火対象物定期点検報告（法第36条による準用を含む）の対象となっている場合、その実施方法等について具体化する。
- 消防用設備等の点検報告の実施方法等について具体化する。
- その他防火・防災安全に係る点検等チェック体制について具体化する（連動シャッターの動作点検等）。

ウ 記録に係る事項

- 防火・防災管理上必要な書類等について編冊した防火・防災管理維持台帳を作成し、整備・保管することを具体化しておく（具体的書類名、管理責任、管理場所等）。

エ 休日・夜間等の対応に係る事項

- 終日の利用状況を確認し、防火・防災管理体制の空白がないようにする。

オ 工事中の安全対策に係る事項

- 建物の一部が工事等をしている場合の防火・防災管理体制について明確化しておく（工事中の消防計画の作成等）。

カ 定員管理に係る事項

- 在館者の状況について常時確認し、必要に応じて制限を行うことについて、その責任主体・実施方法を明確化しておく。

(2) 火災に特有の内容

ア 火気管理等出火防止対策

- 火気使用設備の管理、喫煙制限等火気使用の制限について明確化する。
- 臨時の火気使用に必要な手続き・安全措置等について明確化する。

イ 危険物等の管理

- 危険物等の貯蔵、取扱い、種類・数量変更に必要な手続き・安全措置について明確化する。

ウ 避難施設・防火上の構造等の管理

- 避難施設・防火設備等の管理についてその責任者・範囲・管理方法等について明確化する。

(3) 地震に特有の内容

ア 建物等の耐震診断等

- 地震発生時の建築物・設備の安全性を確認するための耐震診断の実施その他必要な措置を行うこと等を記載する。
- 災害想定・目標設定に応じた安全性が確保されていることを確認する（想定している地震のレベルと建物強度、耐震措置等に不整合等が生じていないか。）。
- 平常時において建築物・設備の地震に対する安全性を確認するための措置を行うことを記載する。

イ 収容物等の転倒・移動・落下防止

- 収容物等の転倒・移動の防止、落下のおそれのある物品等への対応の実施について記載する。
- 収容物等の転倒・移動の防止の実施に関し、責任主体、実施方策、維持点検方策について記載する。
- 落下のおそれのある物品等への対応に関し、責任主体、実施方策、維持点検方策について記載する。

ウ 地域防災計画との調整

- 消防計画の作成・見直しの際の、火災に関する消防計画、地域防災計画、その他災害時の業務計画等との関係の整理・調整のための組織体制、整理・調整の考え方を記載する。
- (例) 当該建物が広域避難場所、災害医療拠点となっていたり、指定公共機関としての活動等を行う場合、当該活動についての地域防災計画・防災業務計画等における活動内容と消防計画の内容が整合しているかどうか計画作成時に確認し、定期に見直しを行う等

エ 地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保

- 地震災害時に最低限必要な物資等（自衛消防組織が使用する資機材、消耗品、食料等の物資）について、平常時から確保しておくべき数量等（活動計画等から算定する）及び点検交換等がきちんと行われるようにチェック体制や更新期限等を記載する。
- (例) 物資等の管理者を定め、管理記録を作成する。
- 緊急地震速報を活用する場合の機器の導入や維持管理体制その他必要な事前準備等について明確に記載する。

3 応急対策的事項

(1) 共通的事項

※ 別冊3参照

ア 自衛消防組織の編成

- 自衛消防組織の編成及び人員の構成を具体的に記載する。
- 自衛消防組織が行う業務に係る活動要領を具体的に記載する。
- 必要な人的体制について、災害想定・目標設定により導き出される規模・能力が確保されるようにする。
- 地震時等、活動できる人数が制約されたときの実施事項の優先度を明確に記載する。
- 複数の管理権原者に分かれている防火対象物の場合は、全体としての自衛消防組織の編成及び人員、共同して設置する自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営、自衛消防組織の統括管理者の選任方法、自衛消防組織の活動範囲その他共同しておく自衛消防組織の運営に関し必要な事項について記載する。
- 大きな用途区分毎（物品販売店舗と事務所等）や棟・区画の区分毎に地区隊を編成する場合は、その構成を記載する。
- 本部隊・地区隊別に体制・任務・統括する者を明確化し記載する。
- 各班の任務内容・統括する者を明確化し記載する。
- 活動時における管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者、各地区隊・各班の統括する者の権限及び任務を明確に記載する。
- 防災センターの位置付け、体制、指揮管理体制について明確化し、記載する。
- 複数の防災センターを設ける場合、以下の内容を行う旨を記載する。
 - ・消防機関への通報については、災害が発生している場所の監視制御を行っている防災センターから通報する事例が多いが、その際、通報した旨を他の防災センターにも連絡するなどして情報共有を図る。
 - ・防災センター等に勤務する委託者（警備会社等）との契約内容により、災害対応に支障を来すことのないように連携体制を構築する。

イ 自衛消防組織の運用体制

- 昼夜・営業時間内外において必要な体制が確保されるように平常時の体制、非常時の対応について具体化し記載する。
- 防災センターと自衛消防組織の構成員の情報伝達、指揮命令系統について具体化し記載する
- 応急活動のための従業員の出社、自宅待機、退社等に係る手順について記載する。

ウ 自衛消防組織の装備

- 自衛消防組織の有する装備等の保管場所、種類・数量について記載する。
- 装備等の維持管理体制について明確に記載する。

(例) 管理責任者を定め、定期的な点検の結果を整備記録に記載する。

エ 指揮命令体系

- 緊急時の指揮命令体系（防災センター・自衛消防本部の設置、構成員、権限等）について記載する。

(例) 自衛消防本部は、管理権原者（又は指定された者）の判断により設置する。

自衛消防組織の統括管理者が不在となる場合に備えて複数の代行者を定め、自衛消防活動に必要な権限を付与するとともに、代行の優先順位を定める。

- 活動を開始する時期（タイミング）を明確化し記載する。

(例) 自衛消防本部は、自衛消防組織の統括管理者の判断により活動を開始する。

- 自衛消防の業務の一部を委託する場合の指揮命令系統を明確に記載する。

オ 地下街等で接続された建築物である場合における避難対策

- 地下街等との接続がある建物の場合、建築物等において災害が発生した場合における在館者の避難は、原則として、建築物等をまたいだ避難ではなく、当該建築物等において避難が完結するように避難経路や誘導方策を定める。ただし、災害の規模や態様により、当該建築物等だけでは避難が完結しない場合に備えて、地下街等の接続部を活用した避難経路や誘導方策も定める。

(2) 火災に特有の内容

ア 火災発見時の措置

- 火災発見時の活動要領を具体的に記載する(発見手段・手順)。

イ 通報連絡

- 消防機関や関係機関との通報連絡の活動要領を具体的に記載する。
- マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。

ウ 消火活動

- 消火活動の活動要領を具体的に記載する。

エ 避難誘導

- 避難誘導の活動要領を具体的に記載する。
- 当該建物の特徴に応じた避難の基本方針を明確に記載する（水平避難の可否、全館避難・部分避難の選択、避難方向の選択）。
- エレベーターの使用制限及びその管理方法等について記載する。

- 高層の建物の場合、避難階到着まで時間を要する場合の避難対策について、防火区画等を活用した水平方向への避難、避難途中階の一時避難場所を活用した避難について検討し具体化する。災害時において非常用エレベーターを活用した避難を想定している場合は、災害態様や自力避難困難者の有無、消防隊到着等の有無、講じられている安全対策の状況等を総合的に判断して使用の有無を選択する。

オ 安全防護措置

- 安全防護措置（防火戸・シャッター、排煙口等の操作、危険物・漏洩ガス等の応急防護措置、活動上支障となる物件等の除去等）の活動要領を具体的に記載する。

カ 救出救護

- 救出救護（逃げ遅れ者の救出、負傷者の救護等）の活動要領を具体的に記載する。

キ 消防機関への情報提供、案内

- 現着する消防機関への情報提供や案内の活動要領を具体的に記載する。
- 消防機関と自衛消防組織との指揮調整方法、消防機関指揮本部の設置場所（防災センター等）を記載する。

(3) 地震に特有の内容

ア 発生時の初期対応

- 危険場所からの待避、パニック防止のための放送、出火防止措置、自衛消防組織の活動開始等の手順を記載する（緊急地震速報を活用している場合にはその対応を具体的に記載する（短時間であり明確な手順化・シーケンス化が必要）。）。
- 地震発生時には身の安全を第一とし、大きな揺れがおさまった後、組織的な活動を開始することを記載する。
- パニック防止のために冷静な行動を促す放送を防災センター等から行うこととし、地震発生時の館内放送の文例、事前の周知や訓練方法等を記載する。
- 防災センターにおいて、気象庁の地震情報、津波情報、緊急地震速報等の情報収集を行うことを記載する。
- 一定震度以上の地震が発生した場合には、管理権原者（又は指定された者）の指示がなくても自衛消防本部を設置し、活動を開始するよう記載する。このとき、関係者の情報共有の方法についても明確にする。
- 関係者・関係機関への連絡手段・手順を明確化する。
- 防火対象物関係者・関係行政機関等への連絡網を作成し記載する。
- （通報の重複を避けるため）火災発生時や要救助者発生時の消防機関への通報を誰が行うか記載する。

- 緊急地震速報を活用する場合は、その初期対応フロー等について記載する。

- 地震発生時、低層階と高層階の感知器が同時に発報し、全館一斉鳴動となり、避難階段に在館者が殺到し、避難渋滞が発生することが想定されるため、全館一斉鳴動時の対応方法を記載する。

イ 発生時の被害状況の確認

- 建物全体の被害情報の確認手段・情報収集、情報集約手順について具体的に記載する。

(例) 総合操作盤、自動火災報知設備、監視カメラ、設備モニタ、従業員等からの速報により把握する。

自衛消防組織の統括管理者は、各地区隊の通報連絡班からの情報により、被害情報を確認する。

自衛消防組織の統括管理者は、収集した情報を必要に応じて在館者に伝達する。

- 必要情報の整理・分析手順について具体的に記載する

(例) 負傷者数、閉じ込め者数、火災等二次災害の有無、構造等損壊等

- 被害の内容、程度に応じた対応優先順位の判断方法等を記載する。

(例) 人命優先、避難手段確保優先、機能維持優先等

ウ 救出救護

- 落下物、転倒物や飛散ガラス等による救出救護について記載する。

- 建物損壊等による閉じ込め救助等の資機材、活動要領等について記載する。

(例) チェーンソー等危険が伴う救助資機材は、取扱いに習熟した者が行うこと。

- 救護場所の設置について記載する。

- 応急救護班の行う応急手当、医療機関への搬送方法等について記載する。

エ エレベーター停止等への対応

- エレベーターが停止した際の対応策について記載する。

(例1) エレベーター会社との連絡体制、復旧対応について記載する。

(例2) エレベーター会社の安全確認までは使用停止させることを記載する。

(例3) エレベーター停止を想定した被災状況の確認や現場駆け付けの方法を記載する。

(例4) 閉じ込め者が発生した場合の救出方法について記載する。

(例5) 非常開錠キーの使用法・救出手順（正常な停止位置からのずれによる対応の違い）、技術者・専門知識の確保等について記載する。

- エレベーター会社の行うエレベーター閉じ込め時の救出講習等に参加し、救出能力の向上を図ることを記載する。

オ 地震による出火防止への対応

- 同時多発的出火への対応方法を明確化し記載する。

(例) 大きな揺れがおさまった後、電源・燃料等の遮断を行う。

- 迅速な火災対応を記載する（通常火災への対応の準用）。

カ 避難施設・建物損壊への対応

- 避難施設の損壊を想定した代替経路の選定手順等について記載する。
- 建物の損壊状況を点検し、応急措置、使用制限等について記載する。
- 消防用設備等の点検を行い、異常の有無を確認し対処するよう記載する。

(例1) スプリンクラー設備等の損壊を想定した火災時の対応方法の明確化等について記載する。

(例2) 区画損壊等に対応した応急措置（関連区画への立入禁止措置等）について記載する。

キ インフラ等の機能不全への対応

- 停電への対応（非常電源の確保、携帯用照明器具等の確保、再通電に備えた対応）について記載する。
- 断水（消火用水等の確保、建物全体が保有している水量の把握・確保、漏水対応等）への対応について記載する。
- 通信障害への対応（緊急連絡方法の複数化、無線手段の確保等）について記載する。
- 交通障害への対応（一定期間の孤立化に備えた活動体制の整備、代替的移動手段の確保等）について記載する。

ク 避難誘導

- 避難誘導の活動要領を具体的に記載する。
- 建物の耐震性、周辺地域の危険性、収容人員の人数、移動障害の有無、帰宅困難者の人数等を踏まえて、地震規模ごとに避難するか在館するか（避難する場合の方法（全館一斉、全館逐次、部分等）を含む）の判断基準を定める。
- 防火対象物内の危険箇所をあらかじめ周知させ、具体的な避難方法を記載する。
- 避難又は在館時の避難先又は一次待避の場所、誘導方法、誘導開始時期、誘導実施者を定める。

(例1) 一時待避場所（安全区画）指定し記載する。

(例2) 近隣区画への移動の手順を記載する（自力避難困難者への対応について具体化する。）。

(例3) 自力避難困難者については、支援体制が確立するまでの介助要員を指定し記載する。

- 誘導時に逃げ遅れの有無をどのように確認するかを記載する。
- 避難誘導路の事前の確保（確認）方法を記載する。

(例) 障害物の除去、照明の確保

ケ 災害復旧等の活動との調整

- 災害復旧作業に伴う二次災害発生防止の措置を記載する。

(例) 「火気使用設備、電気器具等からの危険発生要因の排除、危険物品の安全な場所への移管

- 被災後の建物の使用に係る手続き（使用の中止・継続・再開等に係る判断手順等）について記載する。
- 応急活動終了後の従業員の体制（帰宅等に係る判断手順等）について記載する。
- 応急活動終了後に備蓄物資等を転用する場合の手順等について記載する。
- 従業員・在館者等で帰宅困難者が多数発生している場合の対応等について記載する。
- 当該防火対象物に係る応急活動の終了・縮小後において近隣の応急活動に自衛消防組織等が従事する場合の対応等について記載する。

コ 警戒宣言への対応

- 警戒宣言が出された場合の対応を記載する。

(4) その他の災害についての対応

- 大規模事故・テロ等による毒性物質の発散等があり、在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な場合について、火災・地震時の通報連絡及び避難誘導活動に準じて関係機関への通報連絡及び避難誘導を実施することを記載する。

4 教育訓練

(1) 従業者等の教育

ア 管理権原者の教育

- 管理権原者の普段からの教育・自己啓発等について記載する。
- 防災講演等への定期的な参加を明確化し記載する。
- 消防訓練には必ず参加することを明確化し記載する。
- 防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者等と定期的な情報交換を行うことを明確化し記載する。

イ 防火・防災管理者等の教育

- 防火・防災管理者の普段からの教育・自己啓発について記載する。

- 防火・防災管理講習・再講習の受講について記載する。
- 防火・防災に関する講習会等に定期的に参加することを明確化し記載する。

ウ 自衛消防組織の構成員の教育

- 自衛消防組織の統括管理者について、有資格者であること（自衛消防業務新規講習・再講習の受講等）について記載する。
- 自衛消防組織の構成員のうち、統括管理者の直近下位の内部組織を統括する者に対する講習受講等について記載する。
- 市町村等が実施する自衛消防業務に関する講習を受講させる内部組織を統括する者を明確化する。
- その他自衛消防組織の構成員の技術修得・維持のための訓練等について記載する。

（例１）装備品等の習熟訓練サイクルを定め、訓練結果を記載する。

（例２）応急手当に関する講習に積極的に参加し、当該講習修了者名を記載する。

エ 従業員の教育

- 教育を受けた従業員教育担当者等による教育体制について記載する。
- 従業員への地位・役割に応じた教育について記載する。
- パートタイム従業者等の教育体制について記載する。
- 防火・防災に関する啓発用資料を作成し配布することを記載する。

オ 従業員教育担当者への教育

- 従業員教育担当者の教育（従業員教育担当者が習得すべき専門知識やその修得手段（講習受講等））について記載する。
- アルバイト従業員等の入れ替わりが激しいような防火対象物では、基本的な内容（消火器取扱い、避難誘導等）については繰り返し行う。

(2) 訓練の実施

ア 訓練の実施時期等

- 訓練種別（総合・部分、火災・地震等）毎に時期、回数等を記載する。

イ 訓練の実施手順

- 防火対象物内部への周知や所轄消防機関への連絡について具体的な手順等を記載する。

ウ 訓練の内容・方法

- 訓練の実施方法を記載する。
- 訓練結果等の記録について記載する。
- 訓練規模（全体、部、想定）ごとに、時期、回数を記録する方法を明確にする。
- 訓練の検証・定量的な評価方法の導入等について記載する。

エ 訓練結果の検討

- 訓練結果を検討し、改善事項等の抽出・計画の見直し等を行うことを記載する（具体的な手順等を記載する。）。
- 訓練結果の検討組織の構成者を明確にして記載する。

第3 超大規模防火対象物等に対する訓練の充実強化方策について

平成19年の消防法改正（平成21年施行）により、大規模防火対象物には自衛消防組織の設置が義務化された。近年、高さが100mを大きく超える防火対象物や延べ面積が100,000㎡を大きく超える防火対象物等、下記1に示す超大規模防火対象物等が出現している。これらの防火対象物は建物に不案内かつ、多様な在館者が多数利用しており、火災や地震等の災害発生時の安全性の確保が求められている。特に、超大規模防火対象物においては、ハード面の対策状況に応じ、自衛消防組織の活動を有効に機能させることが重要である。そのためには、自衛消防組織の本部隊の指揮能力、状況判断能力、避難誘導能力等の向上が必要であることから、超大規模防火対象物等においては、下記2に示す自衛消防隊の本部隊を主な対象としたブラインド型図上訓練の実施について記載すること。また、その他の大規模防火対象物についても、この訓練の実施について関係する部分を適宜記載することが望ましい。

なお、超大規模防火対象物等特有の自衛消防活動上の課題及びその課題を解決するためにすでに取り組まれている先進的な事例を別冊6に示すので、適宜、参考にすること。

1 超大規模防火対象物等とは

超大規模防火対象物等とは、「超大規模防火対象物」及び「大規模、高層の建築物が地下部分や駅施設等を介して複雑に接続された超大規模な建築物群」のことをいう。また、超大規模防火対象物とは、以下の全てに該当する防火対象物とする。

- (1) 自衛消防組織設置対象物（法第8条の2の5）であること。
- (2) 特定防火対象物（法第17条の2の5）、駅舎、空港のうち、いずれかの用途の防火対象物であること。
- (3) 防火対象物全体の収容人員が10,000人以上であること。
- (4) 高さ200m以上又は延べ面積200,000㎡以上の防火対象物であること。

2 超大規模防火対象物等における自衛消防組織の本部隊を対象としたブラインド型図上訓練の実施要領

(1) 目的

超大規模防火対象物等の多くは、建物に不案内かつ多様な在館者が多数利用する大規模な集客施設となっており、火災時や地震時の安全性を確保するため、当該対象物におけるハード面の対策の状況に応じ、自衛消防組織の活動を特に有効に機能させることが望まれる。

これらの対象物における火災や地震発生時の自衛消防活動を適切に行うためには、自衛消防組織の本部隊の状況判断・指揮能力等の向上が重要とされ

たが、一方、当該対象物が大規模であることや在館者が多種・多数であることから全館を挙げての訓練の実施は困難な状況である。

そこで、実災害に近い場面を想定して、訓練参加者が与えられる役割で災害を模擬的に体験し、付与される災害状況に応じた状況判断を行うブラインド型による図上訓練を行い、自衛消防隊の本部隊の状況判断・指揮能力等を向上させることとする。

(2) 実施内容

ア 自衛消防隊の本部隊（プレイヤー）と進行を管理するコントローラーとに分かれ、予想される災害時の状況、事案等を記述した訓練シナリオ（状況付与）に沿って進行する。

イ 進行管理者（コントローラー）は時間を追って、仮想の被害状況を訓練参加者（プレイヤー）に提示（状況付与）し、訓練参加者（プレイヤー）は、提示される状況を受けて、与えられた役割に応じて対応活動を行う。

ウ 訓練目標を明確にした上で、訓練参加者の訓練や災害対応の経験などを十分に踏まえ訓練施設の実態に即した超大規模防火対象物特有の要素を盛り込んだ訓練シナリオを作成する。

エ 現実的に発生し得る大人数の避難の可能性のある災害・被害（シビアアクシデント）を想定する。

オ 訓練実施後、自衛消防隊の本部隊（プレイヤー）とコントローラーの間で、プレイヤーの対応について検証を行う。

(3) 訓練参加者

自衛消防隊の本部隊において、本部隊隊員や地区隊隊員を指揮する立場の者をプレイヤーとする。また、各施設の実情に応じて、指揮を補佐する立場の者をプレイヤーとして参加させたり、地区隊の隊長（本部隊の隊員が代役することも可能）をコントローラーとして参加させたりすることが望ましい。

(4) 実施場所

基本的には防災センターで実施することが望ましい。ただし、防災センターの業務に大きな支障が出る場合は、会議室等で実施する。

(5) 訓練時間

30 分から 1 時間程度

(6) 実施頻度

基本的には 1 ヶ月に 1 回程度実施することが望ましい。

(7) 訓練シナリオ

自衛消防隊の本部隊の状況判断・指揮能力を向上させるため、困難な対応が予想される想定（大規模地震に伴い複数の火災が発生し多数の避難者が生じるなど）を採用する（別冊 7 参照）。

なお、多数の人々へ一斉に情報伝達するための館内放送（非常放送）の活

用、迅速な現場駆け付け等のための複数の防災センターの設置、初動対応に欠かせない各階地区隊の活用など、各施設において、超大規模防火対象物等における自衛消防活動上の特徴的な事項を踏まえた訓練シナリオとする（別冊 8 参照）。

また、プレイヤーの今までの訓練参加実績や災害対応経験等を考慮し、誰がプレイヤーになっても、その対応を考えるのに悩むことが予想される、以下の例のようなシビアな想定を複数盛り込むことが望ましい。

- （例 1） 複数の場所で自動火災報知設備の感知器が発報しており火災の発生場所が特定できない、複数の場所で負傷者や避難者が発生しており被害の全容が把握できない。
- （例 2） 地区隊各班に命令をしても、他の対応で忙しく命令どおり動けない。
- （例 3） 情報伝達機器が使用不能となり、代替の連絡手段を確保する必要がある。
- （例 4） 本部隊の隊員を駆け付けさせようとしても、到着するまでに時間がかかり、現場の地区隊が対応に苦慮してパニックになる。
- （例 5） 津波の到来により、防災センターからの避難を余儀なくされる。

具体的な消防計画の構成(改訂案:修正見え消し)

○:標準的に盛り込まれる事項
★:盛り込むことが推奨される事項

消防計画に盛り込む内容			具体的な記述のポイント	記述内容の解説	活動要領例等
総則的事項 [1]	消防計画の目的等に関する事項 [1-1]	消防計画の目的 [1-1-1]	○地震、火災、毒性物質の放出等その他の災害(避難等への対応に限る)を対象に、その災害発生防止と被害の軽減を目的としたものであることを規定する。	○在館者の人命安全の確保及び二次災害発生防止が基本的な目標となる。	
		消防計画の適用範囲(場所・人) [1-1-2]	○管理権原が分かれているかどうかに関わらず、建物全体(敷地を含む)を対象とした一体となった消防計画として作成し、管理権原が分かれている場合にはその後個別の管理権原毎にその役割・権原に応じて個別の消防計画を作成する。 ○従業員・利用者全てを含め、在館者全てを対象として消防計画を作成する。		
		管理権原の範囲 [1-1-3]	○管理権原が分かれている場合、その権原・責任の範囲を明確に記載する(平常時の管理区分が明確でない場合や空間的な重複があるような場合にも防火・防災管理上の空白が生じないように防火・防災管理責任の範囲を明確化する)。 ○指定管理者制度、不動産信託制度、PFI、SPCのような管理形態での管理責任関係の明確化について記載する。 ○防火・防災管理者の一部委託(一括選任)を行う場合の権原委任や管理責任関係の明確化について記載する。 ○管理責任状況の定期的な把握手段、変更時の消防計画変更手段について記載する。		
		災害想定及びPDCAサイクル(消防計画の見直しを着実に実施するための手順等) [1-1-4]	○地震発生時における被害の想定の実施及び当該想定被害に対応した対策の具体的な内容について記載する。 ○定期的な検討、訓練による検証等を踏まえた継続的な計画の見直し・改善を着実に実施するための組織、手順を明確に記載する。 ○消防計画を見直すための組織(防火・防災管理委員会、共同防火・防災管理における協議会)・手順について記載する。	○少なくとも震度6強程度の地震の発生を想定して、具体的な被害の態様及びそれに対応した対応策の考え方及び消防計画反映のポイントについて記載する。 ○消防計画の記載事項の変更が生じた場合には見直しを行うことを記載する。 ○消防計画を定期的に検討・見直しを行うことを明確に記載する。 ○自衛消防訓練の実施結果により必要な見直しを行い、消防計画に反映させることを記載する。	○訓練の検証結果の他にも見直しを行う事由 例:人事異動、事業所の組織変更、防火対象物の変更、類似した防火対象物からの火災事例が発生した場合等

		防火・防災管理者及びその権限、業務、防火・防災管理組織 [1-2-1]	○防火・防災管理者が誰であることを明確にする。 ○管理権原が分かれている場合に統括防火・防災管理者との関係について明確にする。 ○防火・防災管理者の委託を行っている場合にその委託関係及びその手続きを明確にする。 ○防火・防災管理者に防火・防災管理業務上与えられている権限と行うべき業務を明確にする。 ○防火・防災管理者を補完する組織(防火・防災管理委員会等)の構成(管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者、地区隊長等)、開催方法(時期)、審議内容について具体化する。	○共同防火・防災管理における統括防火・防災管理者と個々の防火・防災管理者との連絡調整、指示命令、報告等の関係について、協議事項で定め、全体の消防計画及び個々の消防計画において明確に記載する。	
予防的事項 [2]	共通的事項 [2-1]	予防的活動に係る組織体制 [2-1-1]	○防火・防災担当責任者、火元責任者について、その任にあたる者、責任区分、業務内容を明確化する。		
		自主チェックに係る組織体制 [2-1-2]	○防火・防災管理者(及びその組織)による自主チェックの方法、実施計画について具体化する。 ○法8条の2の2による防火対象物定期点検報告、法36条で準用される法8条の2の2の防災管理点検報告の対象となっている場合、その実施方法等について具体化する。 ○消防用設備等の点検報告の実施方法等について具体化する。 ○その他防火安全に係る点検等チェック体制について具体化する(連動シャッターの動作点検等)。	防火・防災管理者等に関する事項 [1-2]	
		記録に係る事項 [2-1-3]	○防火・防災管理上必要な書類等について編冊した防火・防災管理維持台帳を作成し整備し保管することを具体化しておく(具体的書類名、管理責任、管理場所等)。	共通的事項 [2-1]	
		休日・夜間等の対応に係る事項 [2-1-4]	○終日の利用状況を確認し、防火・防災管理体制の空白がないようにする。		
		工事中の安全対策に係る事項 [2-1-5]	○建物の一部が工事等をしている場合の防火・防災管理体制について明確化しておく(工事中の消防計画の作成等)。		
		定員管理に係る事項 [2-1-6]	○在館者の状況について常時確認し、必要に応じて制限を行うことについて、その責任主体・実施方法を明確化しておく。		
	火災に特有の内容 [2-2]	火気管理等出火防止対策 [2-2-1]	○火気使用設備の管理、喫煙制限等火気使用の制限について明確化する。 ○臨時の火気使用に必要な手続き・安全措置等について明確化する。		
		危険物等の管理 [2-2-2]	○危険物等の貯蔵取り扱い、種類・数量変更に必要な手続き・安全措置について明確化する。		
		避難施設・防火上の構造等の管理 [2-2-3]	○避難施設・防火設備等の管理についてその責任者・範囲・管理方法等について明確化する。		

	地震に特有の内容 [2-3]	建物等の耐震診断等 [2-3-1]	○地震発生時の建築物・設備の安全性を確認するための耐震診断の実施その他必要な措置を行うこと等を記載する。 ○災害想定・目標設定に応じた安全性が確保されていることを確認する(想定している地震のレベルと建物強度等に極度の不整合等がないか。) ○平常時において建築物・設備の地震に対する安全性を確認するための措置を行うことを記載する。	○一定規模の建築物は耐震改修促進法により耐震診断の実施等の努力義務が課せられている。	
	収容物等の転倒・移動・落下防止 [2-3-2]	○収容物等の転倒・移動防止、落下のおそれのある物品等への対応の実施について記載する。 ○収容物等の転倒・移動防止の実施に関し、責任主体、実施方策、維持点検方策について記載する。 ○落下のおそれのある物品等への対応に関し、責任主体、実施方策、維持点検方策について記載する	○収容物等について一定の転倒・移動防止、落下防止の措置が実施されていない場合、災害応急活動に多くの障害が発生し、それに対応するための安全防護班等の業務が非常に大きくなることが想定される。	○「家具類の転倒・落下防止対策推進委員会における検討結果について」(東京消防庁)、「オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する調査研究委員会における検討結果について」(東京消防庁)が参考となる。	
	地域防災計画との調整 [2-3-3]	○ 消防計画の作成・見直しの際の、火災時の消防計画、地域防災計画、その他災害時の業務計画等との関係の整理・調整のための組織体制、整理・調整の考え方を記載する。	(例)当該建物が広域避難場所、災害医療拠点となっていたり、指定公共機関としての活動等を行う場合、当該活動についての地域防災計画・防災業務計画等における活動内容と消防計画の内容が整合しているかどうか消防計画作成時及び定期に見直しを行うことを記載する。		
	地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保 [2-3-4]	○地震災害時に最低限必要な物資等(自衛消防組織が使用する資機材、消耗品、食料等の物資)について、平時から確保しておくべき数量等(活動計画等から算定する)及び点検交換等がきちんと行われるようにチェック体制や更新期限等を記載する。 ★緊急地震速報を活用する場合の機器の導入や維持管理体制その他必要な事前準備等について明確に記載する。	(例)物資等の管理者を定め、管理記録を作成する。		
応急対策的 事項 [3]	共通的事項 [3-1]	自衛消防組織の編成 [3-1-1]	○自衛消防組織の編成及び人員の構成を具体的に記載する。 主要な編成についてその基本的なルール及び編成例としは、別冊3参照。 (例) 本部隊の基本編成 地区隊の基本編成 統括管理者―指揮班 地区隊長―情報収集・連絡班 情報収集・連絡班 消火班 消火班 避難誘導班 避難誘導班 安全防護班 安全防護班 応急救護班 応急救護班 重要物搬出班 ○本部隊・地区隊別に体制・任務を明確化する。 ○自衛消防組織の統括管理者、地区隊長の権限及び任務を明確に記載する。 ○必要な人的体制について、災害想定・目標設定により導き出される規模・能力が確保されるようにする。(別冊2) ○複数の管理権原者に分かれている防火対象物の場合は、全体としての自衛消防組織の編成及び人員、共同して設置する自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営、自衛消防組織の統括管理者の選任	○本部隊(統括本部隊)は1隊とする。 ○本部隊に自衛消防組織の統括管理者をおく。 ○自衛消防組織の統括管理者は、指揮、命令、監督等の一切の権限を有することを明確に定める。 ○自衛消防組織の統括管理者の不在時の代行者を定めておく。 ○地区隊長から自衛消防組織の統括管理者(本部隊)への報告・連絡を明記しておく。 ○本部隊は当該建物内の全ての場所から火災等の災害が発生したときは、地区隊に対して強力なリーダーシップを取り、あらゆる災害の初動対応及び全体の統制を行うものとする。火災等の災害への初動対応を行うとともに、地区隊が活動している場合においてもこれに協力し、指揮、統制を行い、他の地区隊に対して支援を要請し活動させることができるものとする。 ○地区隊は階・区画・主要な権原ごとに設ける。(同一階・同一区画で複数管理権原の場合は、それぞれの規模・人員などの実状に応じて編成することもあるし、複数階・区画でも管理が一体となっているときは同一の地区隊としてよい。) ○地区隊に地区隊を統括する地区隊長をおく。	○本部隊の行う主な任務は、次のとおり。 ①自衛消防活動の指揮統制、状況の把握 ②消防機関への情報や資料の提供、消防機関指揮本部との連絡 ③在館者に対する指示 ④関係機関や関係者への連絡 ⑤消防用設備等の操作運用 ⑥避難状況の把握 ⑦地区隊への指揮や指示 ⑧その他必要な事項 ○複数管理権原に分かれている場合、防火対象物の全領域で一体的に活動可能な自衛消防体制が確保されていることが必要であり、これを全体の消防計画及び管理権原毎の消防計画で位置付けることが必要である。 ○複数権原下で組織編成する場合、訓練が重要となる。 ○訓練を通して平常時から連絡体制・意志決定体制を確立させる。 ○編成上の工夫 ○参集時間、応急対応完了時間を考慮して自衛消防組織の編成を決める。 ○班編制は職務上の部署に対応したものとすると上下伝

		方法、自衛消防組織の活動範囲その他共同しておく自衛消防組織の運営に関し必要な事項について記載する。 ○大きな用途グループ(物品販売店舗と事務所等)や棟・区画の区分毎に地区隊を編成	○地区隊長は、自衛消防組織の統括管理者の命を受け、担当地区隊の機能が有効に発揮できるよう隊を編成する。 ○地区隊長は、担当地区の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防組織の統括管理者(本部隊)への報告、連絡を密にする。 ○自らのところだけでは地区隊編成が出来ない小規模管理権限の場合、隣接テナントと合同の地区隊を編成する。 ○地区隊は、各班(通報連絡班、消火班、避難誘導班など)で編成される。各班にはそれぞれ統括者(班長)を置く。 ○複数管理権原の防火対象物においては、管理権原ごとの消防計画及び共同防火管理制度における協議事項として一体的な編成を確保し、各事業所(各管理権原者)の自衛消防組織は、建物全体における地区隊として位置付けられ、統括本部隊の指揮下に入る。	達、任務分担がわかりやすく人事異動にも対応しやすい。 ○災害の長期化に備えて交代要員を確保しておくことも考慮する。交代制勤務(シフト)を導入しているところは、シフト表を活用できる。
	各班の任務 [3-1-2]	○各班の任務内容・統括する者を明確化する。 ○原則として各班の兼任は出来ないが、例えば当該業務の負担が設備等の活用等により非常に少ない場合(消火班と自動消火設備設置、安全防護班と防火設備等の作動の自動化・遠隔化、搬出すべき重要物品がない等)には、基本的な活動場所が同一の場合に限り兼任を認める(例:消火班と安全防護班等)。	○地区隊(各班)の行う主な任務は、次のとおり。 ○通報連絡班(1班あたり3人程度が適当。 例:被害状況確認2人、連絡1人) ○被害状況の把握、情報収集及び伝達 ○消防機関への通報及び防災センター等指定場所への連絡 ○地区隊の通報連絡班は、災害発生場所、状況等を本部隊(防災センター)に報告する。 ○初期消火班(1班あたり2人以上が適当。目安:屋内消火栓使用可能人数以上) ○消火器、屋内消火栓を活用しての消火活動 ○班数は被害想定に基づく予想出火箇所数以上。予防的取り組みによって予想出火箇所数を減じることが可能。 ○1班あたりの担当可能な面積の検討が必要。自動消火設備の寄与も考慮する。 ○避難誘導班(避難誘導員数は空間の見通しや用途・構造・業態・利用者層に応じて算定) ○メガホン、携帯用拡声器等を活用しての在館者への避難誘導 ○在館者のパニック防止措置 ○避難状況の確認及び本部隊への報告 ○避難器具の設定 ○パニックが起こりやすい用途・構造の場合、パニック防止用説明要員が必要。 ○放送設備が使用可能な場合、誘導員数を減ずることが可能。 ○オフィスビルなど誘導すべき人員が少ない場合は、誘導員数は少なくともよいため、建物内人員数だけではなく、誘導すべき人員の質・層も考慮する。 ○災害弱者等の多い用途(病院等)の場合、搬送要員も必要(目安:介添え歩行可の場合、1人につき1人、寝たきの場合1人につき4人(担架使用)) ○安全区域までの避難所要時間も考慮する。 ○安全防護班(1班あたり5人以上が適当。)	

応急対策的 事項 [3]				○防火戸、防火ダンパー等の操作 丸井危険物、ガス、火気使用設備等に対する応急防護措置 ○倒壊危険箇所の立入禁止措置 ○ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置 ○活動上支障となる物件の除去 ○班数は、要救出箇所数(エレベーター閉じ込め、倒壊壁など)が考えられる。 ○救出後の救護体制との兼ね合いが生じる。 ○応急救護班 ○救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に関わる措置 ○搬出班(任意) ○重要書類及び物件の搬出 ○ 防災センターは、防災施設、設備等の情報を一元化することにより、これらの設備等を有機的に連携し、監視、制御等を集中的に行う施設であるとともに、設備等の状況を適切に把握し、正確な防災情報を提供するなど、災害活動を適切かつ効果的に行うための中心的役割を果たす場所である。 防災センターにおいて、消防機関が迅速な災害対応を行う上で必要な情報（特に災害の状況、避難状況、消防用設備等の作動状況、自衛消防隊の活動状況、災害発生から消防隊現場到着時までの時系列情報等）を収集する方法を具体化しておく。	
	自衛消防組織の運用体制 [3-1-3]	○昼夜・営業時間内外において必要な体制が確保されるように平常時の体制、非常時の対応について具体化する。 ○応急活動のための従業員の出社等に係る手順について記載する。	(例) 勤務体制により従業員が交替又は大幅に減少し、組織及び構成員が大きく異なる場合は、原則として別の自衛消防組織を編成する。 ○営業時間 = 平常時として、被害想定及び対応可能な組織編成を基本とする。 ○館内人員数最大の時間帯を基本とした被害想定・自衛消防編成が必要 ○館内人員数最大の時間帯ではなく、客(要救助者)と従業員(自衛消防組織の構成員)のバランス上、自衛消防組織の構成員の負荷が最も厳しい時間帯を基本とする考え方もある。 ○病院・ホテル等の入院スペース・宿泊スペースは、夜間・休日でも人員減とはならないはず。対象物ごとに営業時間(建物内に人がいる時間帯)を考慮する。 ○館内の人員構成が時間帯ごとに大幅に変わる場合、自衛消防組織の編成は原則として時間帯ごとにそれぞれ対応可能な別編成とする。		
	自衛消防組織の装備 [3-1-4]	○自衛消防組織の有する装備等の種類・数量をについて記載する。 ○装備等の維持管理体制を明確にする。	○自衛消防組織の有する装備等の保管場所、種類・数量について記載する。 ○「自衛消防組織装備品リスト(参考例)」参照 ○必要数に対応事項・隊数・人員数による。 ○「被害想定」及び「応急活動の内容」参照 ○装備等の維持管理体制を明確に記載する。 (例) 管理責任者を定め、定期的な点検の結果を整備記録に記載する。		

	指揮命令体系 [3-1-5]	○緊急時の指揮命令体系(防災センター・自衛消防本部の設置、構成員、権限等)について記載する。 ○防災センターの位置付け、体制、指揮管理体制について明確化する。 ○活動を開始するタイミングを明確化する。 ○消防機関との関係を明確化する。	○緊急時の指揮命令体系(防災センター・自衛消防本部の設置、構成員、権限等)について記載する。 (例) 自衛消防本部は、管理権原者(又は指定された者)の判断により設置する。自衛消防組織の統括管理者が不在となる場合に備えて複数の代行者を定め、自衛消防活動に必要な権限を付与するとともに、代行の優先順位を定める。 ○活動を開始する時期(タイミング)を明確化し記載する。 (例) 自衛消防本部は、自衛消防組織の統括管理者の判断により活動を開始する。 ○自衛消防組織の業務の一部を委託している場合の指揮命令系統を明確に記載する。 ○消防機関の到着後には、被災情報の引き継ぎ、消防機関の指揮下での協力を行う。	○防災センターは、災害確認後、消防機関へ通報するとともに、自衛消防組織の統括管理者に報告し、放送設備により必要に応じ館内周知する。・発災後も定期的に被害状況を確認するなど、情報収集活動に従事する必要あり。・臨海地域では津波情報も考慮し、必要に応じ周知する。
火災に特有の内容 [3-2]	火災発見時の措置 [3-2-1]	○火災発見時の活動要領を具体的に記載する(発見手段・手順)。	○テナント単位で導入されているセキュリティシステムに関する対策として、機密情報を収納している室など、防災センター勤務者にも解錠方法を教えることができないような場所で火災が発生した場合には、最終的な手段としてセキュリティゲートを破壊して開錠することも想定されるが、このような場所で火災が発生した場合の入室手段（解錠方法の伝達、破壊による開錠の可否等）について明確化する。	
	通報連絡 [3-2-2]	○消防機関や関係機関との通報連絡の活動要領を具体的に記載する。 ★マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。	○公設消防隊の到着までに必要な情報をどれだけ収集し整理できるか、どのような形で消防隊に情報提供するか等の訓練が有効である。	
	消火活動 [3-2-3]	○消火活動の活動要領を具体的に記載する。		
	避難誘導 [3-2-4]	○避難難誘導の活動要領を具体的に記載する。 ○当該該建物の特徴に応じた避難コンセプトを明確に記載する(水平避難の可否、全館避難・部分避難の選択、避難方向の選択)。 ○災害時要援護者への対応について具体化する。 ○EVの使用制限及びその管理方法等について記載する。	○聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法等について記載する。 ○自力避難困難者の避難行動支援について記載する。	○災害時要援護者への対応については、事前に計画しておくことに加えて、当該対応について当該災害時要援者に対して事前に情報提供を行うことにも留意が必要である(掲示、案内パンフレットへの記載等)
	安全防護措置 [3-2-5]	○安全防護措置(防火戸・シャッター、排煙口等の操作、危険物・漏洩ガス等の応急防護措置、活動上支障となる物件等の除去等)の活動要領を具体的に記載する。		
	救出救護 [3-2-6]	○救出救護(逃げ遅れ者の救出、負傷者の救護等)の活動要領を具体的に記載する。		
	消防機関への情報提供・案内 [3-2-7]	○現着する消防機関への情報提供や案内の活動要領を具体的に記載する。 ○消防機関と自衛消防組織との指揮調整方法、消防機関指揮本部の設置場所(防災センター等)を記載する。		

応急対策的 事項 [3]	地震に特有の内容 [3-3]	発生時の初期対応 [3-3-1]	○関係者・関係機関への連絡手段・連絡手順を明確化する。 ○危険場所からの待避、パニック防止のための放送、出火防止措置、自衛消防組織の活動開始等の手順を記載する。	○地震発生時には、まず身の安全を確保することを優先する。 ○揺れがおさまった後、早い時期に安心情報を館内一斉放送し、在館者の不安感を取り除くようにする。また、逐次情報提供することを告げて、むやみに動き回らないよう周知する。 ○負傷者情報の通報願いを告げて、在館者からの情報収集も開始する。 ○公設消防隊の到着までに必要な情報をどれだけ収集し整理できるか、どのような形で消防隊に情報提供するか訓練が有効である。 ○大規模な防火対象物では、自衛消防活動として実施すべき事項が多岐にわたるが、災害の状況等により少ない人員体制で活動せざるを得ない場面を想定しておくことが有効である。	○地震発生！グラっときたら ①落ち着いて、自分の身を守る。 ②すばやく火の始末を行う。ガス器具栓または元栓を閉めて火を消す。 ③ドアを開け、避難路を確保する。 ○揺れがおさまったら ①火元の確認(早めにガスの元栓を閉め、電気のスィッチ・ブレーカーを切る) ②火災が発生したら初期消火を行う。 ③家族の安全確認を行う。 ④ラジオなどで情報を確認する。
		緊急地震速報の活用 [3-3-2]	★緊急地震速報を活用している場合にはその対応を具体的に記載する(短時間であり明確な手順化・シーケンス化が必要)。	○緊急地震速報の受信等を行うシステムについて記載する。 ○発報基準、速報内容等を記載する。 ○地震発生時刻、地震の震央、震度5弱以上が推定される地域及び震度4が推定される地域 ○「強い揺れのおそれがある地域」として発表し、具体的な推定震度は発表しない ○猶予時間は発表しない ○職員等の対応について、自らとるべき行動と来客者等に対してとる行動について記載する。 ○適切な情報提供等によるパニックの防止について記載する。 ○訓練方法等について記載する。 ○施設内における平常時の周知の方法、従業員への教育等について記載する。 ※一般的な例としては、上記のような項目が考えられるが、実際の緊急地震速報の利活用に当たっては、それぞれの利用者の業務によって固有の検討が必要となる。(発表する内容等)	○緊急地震速報を活用した対応行動 ○まず、身の安全確保のための行動をとるよう指示する。 ○寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる。 ○明の落下や収容物の転倒等による危険がない場所でひざまずき揺れがおさまるのを待つ。 ○その場で火を消せる場合は消火する。 ○火元から離れている場合は、無理して消火しない。 ○揺れがおさまった段階で、次の対応行動を指示する。 ○あわてて出口や階段に殺到しないよう周知する。 ○緊急地震速報により、地震発生までに時間がある場合は、避難情報・安心情報を在館者へ発信する ○近くに在館者がいる場合は、声をかけるなどして、適切な行動が取れるよう誘導する。 ※具体的な活用を計画していない場合であっても、防災センター等でテレビ等により緊急地震速報の情報を把握することは有益である。
		発生時の被害状況の確認 [3-3-3]	○建物全体の被害情報の確認手段・情報収集手順について具体的に記載する。 ○必要情報の整理・分析手順について具体的に記載する。 ○被害の内容、程度に応じた対応優先順位の判断方法を記載する。	○自衛消防組織の統括管理者は、各地区隊の通報連絡班からの情報により、被害情報を確認する。 ○自衛消防組織の統括管理者は、収集した情報を必要に応じて隊員、在館者に伝達する。 ○優先して収集すべき情報を明確化しておく(負傷者数、閉じこめ者数、火災等2次災害の有無、構造等損壊等) ○活用する機器等について明確にしておく(総合操作盤、自火報、監視カメラ、設備モニタ、従業員等からの速報等)	
応急対策的 事項 [3]	地震に特有の内容 [3-3]	救出救護 [3-3-4]	○落下物、転倒物や飛散ガラス等による救出救護について記載する。 ○建物損壊等による閉じこめ救助等の資機材、活動要領	○建物の下敷きなどの事故と同時に火災が発生した場合は、原則として火勢を抑えてから救出活動にあたります。	○落下物・転倒物の下敷きになった者の救出方法 ①挟まれている人に声を掛け、安心感を与える。 ②周囲の人に声をかけ応援を求める。

			等について記載する。 ○救護場所の設置について記載する。 ○応急救護班の行う応急手当、医療機関への搬送方法等について記載する。	○二次的な事故を起こさないように注意しながら救出活動にあたります。 ○事業所に備えてある防災資機材のほか、必要に応じて周囲の備蓄資機材や建築、土木等の技術者・重機操作者などの応援を求めることも考慮する。 ○救助が必要な場合は、生存率が高い時間内での迅速で効率的な救助・救急活動が最も重要になり、公設消防の迅速な活動が期待できない場合に備え、自衛消防組織による救出救護活動が重要となる。 ○転倒家具に挟まれている人の救出手順をマニュアル化しておく。 ○バールやエンジンカッター等の使用手順をマニュアル化しておく。 ○救出活動のポイント 救出・救護班のほか、状況に応じてできるだけ周囲の人の協力を求める。また、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。大規模な救出作業が必要な場合で、自衛消防組織が保有する資機材では十分ではないときは、コミュニティ防災センター備蓄資機材の活用や周辺建設業者の協力を要請することも考慮する。倒壊建物の下敷きになった人の救出に際しては、二次災害発生の防止に努める。また、同時に火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。 ○倒壊した建物からの救出手順をマニュアル化しておく。 ○自衛消防組織の構成員の知識・技術のレベル等から対応可能な応急救護活動の範囲・内容を定めマニュアル化しておく。 ○応急救護所の設置場所、人員、資機材等について定める。 ○必要な場合の緊急搬送について定めておく。 ○消防機関の救急隊が迅速に來れない場合の搬送等について定めておく。	③挟まっているものに覆いかぶさっているものをできるだけ除去する。 ④てこの原理を利用して、すき間を作り、痛みを和らげる。てこの支点として使用する物は、角材などの堅く安定性のある物を使用する。 ⑤家具などの一部を破壊するか、中の収容物を取り除くなどして重量を軽くする。 ⑥持ち上げてできた空間が崩れないように、空間に角材などを当て補強する。補強に使う角材は、太さが10センチメートル以上で亀裂が入っていない柱などを使う。 ⑦被災者に声をかけながら行い、不用意に引きずり出したりせず慎重に行う。 ○扉の変形等による居室への閉じ込め者の救出方法・機材は事前に取扱い等訓練を受けた者が使用することとする。 ○倒壊した建物の下敷きになった者の救出方法 建物やへいなどの下敷きになった者がいた場合には大声で周辺に知らせ、協力しあって助け出す。また、救出が難しい場合は直ちに消防署に連絡をする必要があります。 ①挟まれている人に声をかけ安心感を与える。 ②挟まれている人の人数を確認する。 ③周囲の人に声をかけ応援を求める。 ④リーダーを決め、手順を確認しながら作業を行う。 ⑤進入するときは、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害が起こらないように注意する。 ⑥あらかじめ、手で取り除ける物をすばやく取り除く。瓦礫や土砂はスコップを使って取り除く。 ⑦被災者が挟まれている場所の状況を確認し、作業の妨げとなる部分をのこぎりやバールを使って取り除く。梁や柱は切断箇所によっては崩れることがあるので十分注意する。 ⑧てこの原理を利用して、すき間を作り、痛みを和らげる。てこの支点として使用する物は、角材などの堅く安定性がある物を使用する。 ⑨持ち上げる高さは、救出に必要なスペースとし、空間が崩れないように空間に角材などを当てて補強する。 ⑩すき間があれば、てこの代わりに自動車用ジャッキを使って持ち上げる。てこに使う角材は、太さが10センチメートル以上で亀裂が入っていない柱などを使う。 ⑪被災者に声をかけながら行い、不用意に引きずり出したりせず慎重に行う。
--	--	--	--	---	---

応急対策的 事項 [3]	地震に特有の内容 [3-3]				○転倒や飛散ガラス等による負傷者の応急救護方法 家具等の転倒、ガラスや落下物による傷や骨折、火災や薬品によるやけどなどにより負傷者がいる場合、応急手当をすることが必要です。 ○人が倒れていたら(危険な場所以外) ①倒れている場所が安全かどうか確認する。危険な場所ならば安全な場所に移動する。 ②容体の観察 ③気道確保 ④呼吸を調べる。 ⑤呼吸がなければ人工呼吸を開始する。 ⑥意識はないが十分な呼吸をしている場合には、嘔吐物による窒息を防ぐため、傷病者を回復体位にする。 ○人が倒れていたら(危険な場所) ①倒れている場所が安全かどうか確認する。危険な場所ならば安全な場所に移動する。 ②毛布と棒を利用した負傷者の搬送 ③椅子を使った負傷者の搬送 ④徒手による負傷者の搬送 ○出血していたら (例) ○直接圧迫止血法 ①出血部分を清潔なガーゼや布で強く押さえる。 ②出血部位を押さえるガーゼや布は清潔で厚みがあり、出血部位を充分に覆うことができるものを使う。 ○間接圧迫止血法 動脈性の出血が激しく続いているときは、包帯やガーゼを準備する間に手で止血点を圧迫する。 ○止血帯法 止血帯法は、手足の動脈性出血に対して、やむを得ない場合に最後の手段として行う。 ①手や足の出血で、直接圧迫止血法では、止血が困難な場合に止血帯を用いて止血する。部位は、上腕部と大腿部に限られる。 ②止血帯としては、3センチメートル以上の幅のある三角巾・包帯・スカーフなどを使用する。 ③止血帯は、傷の上部(心臓に近い側)でしかも傷に近いところで締める。 ④止血帯による止血を30分以上続ける場合は、30分毎に緊縛を一旦緩め、血流を再開する。
--------------------	-------------------	--	--	--	--

応急対策的 事項 [3]	地震に特有の内容 [3-3]	エレベーター停止等 への対応 [3-3-5]	○全体フローは別図A参照 ○EV 会社との連絡体制、復帰対応について記載する。 ○EV 会社の安全確認までは使用停止させることを記載する。 ○EV 停止を想定した被災状況の確認や現場駆けつけの方法を記載する。 ○閉じ込め者が発生した場合の救出方法について記載する。 ○非常開錠キーの使用方法・救出手順(正常な停止位置からのずれによる対応の違い)、技術者・専門知識の確保等について記載する。	○エレベーターが停止した際の対応策について記載する。 ○EV会社の行うエレベーター閉じ込め時の救出講習等に参加し、救出能力の向上を図ることを記載する。 ○エレベーター保守会社の技術員以外の人による救出作業が可能となる条件を記載する。 ○以下の条件を満たした場合、閉じ込め救出の具体的手順について教育訓練を受けた専任技術者が閉じ込め救出作業を行える場合がある。 ①エレベーターシャフト内に立ち入らず、乗場扉開錠により救出可能な位置に停止した場合 ②防災センター等に技術者が常駐している場合 ③保守会社の十分な定期訓練を受けた専任技術者が、救出手順に基づき行うこと	○活動要領・エレベーターが停止した場合は、停止位置、閉じ込められた人の有無等を確認する。 ○エレベーターの管理会社に連絡する。エレベーター管理会社は、閉じ込められた人がいるところを優先した活動を行う。 ○エレベーター内部にインターホンで連絡し、エレベーター会社に連絡した旨などを説明し、落ち着かせる。 ○エレベーター管理会社又は消防機関が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報提供を行い、現場へ誘導を行う。 ○エレベーター停止・閉じ込めは比較的低い震度でも同時に発生する場合があることに留意が必要である。
	地震による出火防 止への対応 [3-3-6]	○同時多発的出火への対応方法を明確化する。 ○迅速な火災対応を記載する(通常火災への対応の準用)。	○大きな揺れがおさまった後、電源・燃料等の遮断を行う。	○炎や煙に惑わされず、燃えているもの確かめる。 ○燃えているものに適した消火器等を使い、できるだけ近づいて消火する。 ○できるだけ多くの人で消火器等を集めて、一気に消火する。 ○複数箇所から出火して消火班の能力を超えている場合は、人命に影響を及ぼす場所の火災を優先する。	
	避難施設・建物損壊 への対応 [3-3-7]	○避難施設の損壊を想定した代替経路の選定手順等について記載する。 ○SP 設備損壊を想定した火災時の対応方法の明確化、被害の極小化、水損防止等について記載する。 ○区画損壊等に対応した応急措置及び使用制限等(二次的な区画形成手段等)について記載する。 ○消防用設備等の点検を行い、異常の有無を確認し対処するよう記載する。	○避難施設の損壊を想定した避難経路の確保 (代替経路の選定、階段区画の損壊時における火煙の流入防止) ○普段から、防火戸や防火シャッターの閉鎖状況、エレベーターの運転制御などの状況を確認し、特に廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の解錠方式を確認しておく。 ○防火設備の避難扉に商品等が倒れて開放できなくなり、避難通路として使用できないことがあるため、周辺の物品等管理について定めておく。 ○火災の時は非常口や階段が変形、損傷して使用不能となることがあるため、複数の避難経路を確保するとともに万一の際の安全防護班による避難経路の確保等について定めておく。 ○火災が発生した場合には、消火活動に併せて区画の損傷状況を確認し、避難経路の安全性を確保する。 ○スプリンクラー設備の損壊を想定した初期対応の確保(自衛消防組織による人的な初期消火活動、防火区画や排煙設備による拡大防止等) 下記のような場合、固定消火設備の機能の維持に対して影響を与えるため、代替的な活動要領について記載しておく。 ○防火戸の損壊の応急措置、隣接防火戸による二次的な	○電気系統の被害による機能停止 ①電力供給が停止した場合(電気配線の断線、受電設備の被害など) ②電力供給の停止の際に、非常用の自家発電設備が機能しない場合 ③水漏れにより、電気機器や配線に電気機器や配線に電気的事故が発生した場合 ④水漏れ等により、漏電のおそれ等があり、安全確保のために通電を停止した場合 ○設備の被害による給水不能(機能停止) ①消火ポンプが損傷を受けた場合 ②給水源からの配管が破断した場合 ○設備の被害により、作動が遅れたり有効な散水が得られない場合 ○水損等の被害拡大防止など管理上の要因による機能停止	

				区画形成 ○建物損傷・収容物転倒等により防火戸・シャッター等が自動閉鎖しなかった場合の安全防護班等による手動の区画形成について記述する。 ○火災等が発生し、当該出火区画の閉鎖が建物損傷等により困難な場合の隣接防火戸による区画形成について記述する。 ○防火戸の煙感知器等が損壊したことにより閉鎖しない場合の手動で閉鎖し区画形成する。	
応急対策的 事項 [3]	地震に特有の内容 [3-3]	インフラ等の機能不 全への対応 [3-3-8]	○停電への対応(非常電源の確保、携帯用照明器具等の確保、再通電に備えた対応)について記載する。 ○断水(消火用水等の確保、建物全体が保有している水量の把握・確保、漏水対応等)への対応について記載する。 ○通信障害への対応(緊急連絡方法の複線化、無線手段の確保等)について記載する。 ○交通障害への対応(一定期間の孤立化に備えた活動体制の整備、代替的移動手段の確保等)について記載する。	○電気:停電～非常電源の容量確保、携帯用照明器具の配備・平常時の常用電源が供給停止した際の自家発電設備、発動発電機、バッテリー等の確保について規定する。 ○夜間の停電に備えて、懐中電灯などの携帯用非常用照明器具等を確保することが必要。 ○電気配線等が破損していると、ブレーカーを入れた際、ショートやスパーク等により、火災になる恐れがあるため、二次災害防止策を定めておく。 ○ガス:供給停止・地震後、火気設備等を使用する場合は、燃料の漏洩等がないか点検してから行います。 ○ガス等の漏洩があると、換気扇等のスイッチを入れることにより火花が発生し火災になる恐れがあります。 ○活動長期化対策としてプロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ、ボンベ等の確保も考慮する。 ○上下水道:断水～消火用水の容量確保、漏水時の速やかな閉止 ○火災が発生した場合の消火用水の確保について記述する。 ○漏水による被害防止対策について記述する。 ○活動長期化対策としての生活用水の確保・トイレ対策について記述する。 ○通信障害:消防機関等への通報手段の複線化 ○固定電話や携帯電話は通話需要が増えると通話規制が行われ、つながりにくくなることがあるため、通信回線の複線化、無線等の活用について記述する。 ○災害伝言ダイヤルの活用について記述する。 ○交通障害:自衛消防活動の長期化に備えた交代要員、物資等の確保 ○防火対象物が道路等の状況により孤立する可能性、危険場所等について検討する。 ○平常時の移動ルートが確保できない場合の代替的な移動ルート、ヘリコプター等の着地場所の確保等について記述する。	○消防用設備等・防火設備等のために設けられている非常電源は、本来当該設備を停電時に必要な間、動かすことを目的として設置されているものであるため、地震時の活用については、別途設備の性能・容量等に応じ検討しておく必要がある。 ○ トランシーバー等を活用する場合、周囲の状況によっては輻輳のおそれについても考慮が必要である。

応急対策的 事項 [3]	地震に特有の内容 [3-3]	避難誘導 [3-3-9]	○避難誘導の活動要領を具体的に記載する。 ○当該建物の特徴に応じた避難コンセプトを明確に記載する(収容人員と避難キャパシティを勘案した効果的な避難方法、全館一斉避難の可否、一時的避難拠点等の位置づけ。全体フローは別図B参照。 ○災害時要援護者への対応について具体化する。 ★帰宅困難者の対応策を記載する。	○建物の耐震性、周辺地域の危険性、収容人員の人数、移動障害の有無、帰宅困難者の数等を踏まえて、地震規模ごとに避難するか在館するか判断基準を定める。 ○避難又は在館時の避難先又は一次待避場所の場所、誘導方法、誘導を開始する時期、誘導を実施する者を定める。 ○多数の在館者が収容される防火対象物においては、在館者によるパニックを防止するための的確な指示が必要となるため、あらかじめ様々な想定による放送文例を作成しておく。また、従業員による指示も必要となるため、熟知させておく。 ○情報不足による在館者の不安を取り除くため、情報伝達システムを確立しておく。 ○防火区画・防災設備等の機能障害や避難経路の閉塞を想定し、避難経路は2以上の経路を確保する。また、収容物や非構造部材の損傷により避難経路が閉塞されることのない、安全避難経路を1以上確保する。 ○避難経路上において火災発生危険の高い場所を避けて避難経路を設定する。また、同時多発火災に備えた避難経路を設定する。 ○館内の避難経路や消防防災設備についての設置位置や操作方法について習熟し、臨機応変に対応できるよう備えておく。 ○誘導時に逃げ遅れの有無をどのように確認するかを記載する。 ○避難誘導路の事前の確保(確認)方法を記載する。 (例) 障害物の除去、照明の確保 ○聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法等について記載する。 ○自力避難困難者の避難行動支援計画及び当該在館者について事前に情報提供を行うことについて記載する。	○避難に関する指示、命令の伝達は、非常放送を使用して行う。また、各地区隊においては携帯用拡声器等を活用する。 命令伝達時の留意点は次のとおり。 ①館内放送は、簡潔でわかりやすい内容とし、同じことを2度くり返す。 ②早口を避け、落ち着いた命令口調で放送する。 ③「こちらは防災センターです」「こちらは自衛消防組織の統括管理者です」等の一言を付して情報の発信者を明確にし、信頼性を高めます。 ④避難の指示、命令の内容には、「エレベーターを使用しないこと」を付け加える。 ⑤在館者への、安心情報等の提供を逐次行うことを伝え、パニック防止に努める。 ○誘導員は、通路角、階段口等に配置する。避難路に誘導員を配置しないことによる混乱を生じないように注意する。 ○エレベーター前にも利用を制止する誘導員を配置します。 ○火災が発生した場合は、出火階と直上階の在館者の避難を最優先とし、一時的に火点下層階に避難させた後、最終的に地上階(避難階)に避難させる。 ○避難階段など安全で、多数の者が避難可能な施設を使用する。避難者が多数いる場合は、人数を分散するか、時間をずらすなど、混乱防止を図る。 ○避難経路の階段出入口扉等を開放する。(ただし、火災発生の場合は、避難完了が確認できた段階で閉鎖する。) ○一度避難した者は、再び戻させない。 ○誘導員が退避する時は、逃げ遅れ等の有無を確認する。 ○災害時要援護者への対応については、事前に計画しておくことに加えて、当該対応について当該災害時要援者に対して事前に情報提供を行うことにも留意が必要である(掲示、案内パンフレットへの記載等)
--------------------	-------------------	-----------------	--	---	---

応急対策的 事項 [3]	地震に特有の内容 [3-3]		○以下の避難方法を建物の被害等の状況により使い分けることについて記載する。 ①階(区画)避難:危険階(区画)から他の安全な階(区画)へ避難すること。 ②全館逐次避難:在館者全員の避難を意味するが、危険階を優先とする時間差に配慮した避難を言う。 ③全館一斉避難:危険が建物全体に及ぶ場合、在館者全員が同時に避難すること。 ※建物の被害等の状況を適切に確認し、避難の必要性、切迫性を適切に判断できるようになるためには、一定の知識レベルと事前の十分な計画が必要であり、平時からの教育訓練が必要となる。	○以下の避難方法を建物の被害等の状況により使い分けることについて記載する。 ①階(区画)避難:危険階(区画)から他の安全な階(区画)へ避難すること。 ②全館逐次避難:在館者全員の避難を意味するが、危険階を優先とする時間差に配慮した避難を言う。 ③全館一斉避難:危険が建物全体に及ぶ場合、在館者全員が同時に避難すること。 ※建物の被害等の状況を適切に確認し、避難の必要性、切迫性を適切に判断できるようになるためには、一定の知識レベルと事前の十分な計画が必要であり、平時からの教育訓練が必要となる。	○避難方法の選択手法(例) 下記①から⑦の事象が単独あるいは複合して発生し危険が建物全体に短時間で波及する恐れのあるときは、全館一斉避難を検討する。一方、比較的時間の余裕がある場合は、先ず危険の高い部分からの避難を優先させ、をそれ以外の部分からの避難を順番に誘導する全館逐次避難とする。さらに、⑧、⑨のような当該建物周辺の被災状況により全館逐次避難の必要性が想定される。 ①当該建物が倒壊する危険性が高いとき。 ②建物全体に危険が及ぶような強い地震発生が予想されるとき(警戒宣言が発せられた場合も含む)。 ③当該建物で複数階同時出火したとき、または複数階への延焼危険性が高いとき。 ④当該建物内の室内散乱が激しく、余震により負傷者発生の危険性が高いとき。または、出火・延焼の危険性が高いとき。 ⑤建物内で危険物・ガスが漏出したとき、または漏出の危険性が高いとき。 ⑥建物内の防災設備系統が作動しなくなったとき。 ⑦出火階の防火区画や防火扉が破損し、火災等の危険事象が他階に波及するおそれのあるとき。 ⑧都市火災が発生し、周辺の延焼危険が高くなったとき。 ⑨周辺大気中に有毒物質が漏出または漏出するおそれが高いとき。 ○避難誘導を行う際は、拡声器、メガホン等を有効に活用し、避難者が混乱しないように指示する。 ○事前に責任者、避難誘導員は避難経路や広域避難場所を確認する。 ○職場から広域避難場所までの経路を2以上定めておく。 ○避難誘導班員は、避難時に次の注意事項を厳守させる。 ①デマに惑わされない。 ②塀ぎわ、崖下をさける。 ③避難は徒歩とし、自動車等は使わない。 ④携行品はあらかじめ定められた非常持ち出し品のみとする。 ⑤切断された電線や落下物に注意する。 ○一時避難場所の基本的条件 ①広場の位置や規模が避難を要する人員に対して必要かつ十分であること。 ②避難場所周辺の火災延焼性状からみて安全性が確保されていること。 ③周辺市街地火災の際、熱気流、輻射熱、飛火等の危険性がないこと。 ④避難場所内に災害発生要因、拡大要因がないこと。 ⑤飲料水、食料等の応急的対応が可能であること。
		災害復旧等の活動との調整	★当該防火対象物に係る応急活動の終了・縮小後に近隣の応急活動に自衛消防組織等が従事する場合の	○災害復旧作業に伴う二次災害発生防止の措置を記載する。	○火気使用設備、電気器具等からの危険発生要因の排除、危険物品の安全な場所への移管

		[3-3-10]	対応等について記載する(判断プロセス(被災状況の把握、必要な対応に要する資源等の特定、転用する場合の意志決定方法等)や活動方針等)。 ★応急活動終了後に備蓄物資等を転用する場合の手順等について記載する(同上)。 ★応急活動終了後の従業員の体制(帰宅等に係る判断手順等)について記載する。 ★従業員・在館者等で帰宅困難者が多数発生している場合の対応等について記載する。 ★被災後の建物の使用に係る方針(事業の中止・継続・再開等に係る判断手順等)について記載する。		
		警戒宣言への対応 [3-3-11]	○警戒宣言が出された場合の対応を記載する。		
	その他の災害についての対応 [3-4]	在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な災害への対応 [3-4-1]	○避難誘導活動について、火災・地震時の通報連絡活動及び避難誘導活動に準じて行うことを記載する。 ★ 具体的な事故等の態様が想定できる場合にはその他の応急活動について具体化できる範囲で記載する。	○大規模事故等についてその状況が明確に把握できないような場合でも最低限の通報連絡活動及び避難誘導活動が実施できることを目標とする。	
教育訓練 [4]	従業者等の教育 [4-1]	管理権原者の教育 [4-1-1]	○管理権原者の普段からの教育・自己啓発等について記載する。	○防災講演等への定期的な参加を明確化し記載する。 ○消防訓練には必ず参加することを明確化し記載する。 ○防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者等と定期的な情報交換を行うことを明確化し記載する。	
		防火・防災管理者の教育 [4-1-2]	○防火・防災管理者の普段からの教育・自己啓発について記載する。 ○防火・防災管理者講習・再講習の受講について記載する。	○防火・防災に関する講習会等に定期的に参加することを明確化し記載する。	
		自衛消防組織の構成員の教育 [4-1-3]	○ 自衛消防組織の統括管理者について、有資格者であること(自衛消防業務新規講習・再講習の受講等)について記載する。 ○ 自衛消防組織の構成員のうち、統括管理者の直近下位の内部組織を統括する者に対する講習受講等について記載する。 ○ 市町村等が実施する自衛消防業務に関する講習を受講させる内部組織を統括する者を明確化する。 ○自衛消防組織の本部隊の各班長(初期消火、情報収集、通報連絡、防災センター等における設備監視・操作、避難誘導、救出・救護に係る班に限る) ※ 自衛消防組織の活動の全体像、個々の活動内容、防災センターによる指揮管理等に関する知識が必要。 ○自衛消防組織の構成員の技術取得・維持のための訓練等について記載する。	(例)装備品等の習熟訓練サイクルを定め、訓練結果を記載する。	

		従業員の教育 [4-1-4]	○教育を受けた従業員教育担当者等による教育体制について記載する。 ○従業員への地位・役割に応じた教育について記載する。 ○パートタイム従業者等の教育体制について記載する。 ○防火・防災に関する啓発用資料を作成し配布することを記載する。		
		従業員教育担当者への教育 [4-1-5]	○従業員教育担当者の教育(従業員教育担当者が習得すべき専門知識やその修得手段(講習受講等))について記載する。		
	訓練の実施 [4-2]	訓練の実施時期等 [4-2-1]	○訓練種別(総合・部分、火災・地震等)毎に時期、回数等を記載する。		
		訓練の実施手順 [4-2-2]	○防火対象物内部への周知や所轄消防機関への連絡について具体的な手順等を記載する。		
		訓練の内容・方法 [4-2-3]	○訓練の実施方法を記載する。 ○訓練結果等の記録について記載する。 ○訓練規模(全体、部、想定)ごとに、時期、回数を記録する方法を明確にする。 ○訓練の検証・定量的な評価方法の導入等について記載する。	○「消防計画作成マニュアルの作成に係る検討 第2次中間報告書」(消防庁予防課)、「地下街等避難等訓練マニュアル検討会報告書」(消防庁予防課)等が参考となる。	○避難訓練の実施要領 ①想定 →地震の規模、建物の損壊状況、出火場所、周辺の被災状況等の災害想定を実施する。 →けが人、避難を要する者の数を決める。 ②避難の指示 →災害想定に応じて、全館一斉、全館逐次、もしくは部分避難の避難方法を選択する。 →放送設備、非常ベル、自動火災報知設備等で避難方法の指示を伝える。 →被害状況の情報にあわせて、放送設備、インターホン等を活用し、災害の内容と避難経路、使用する階段を指示する。 ③誘導員の配置 →次の場所に誘導員の配置を行う。 ・ 階段入り口付近 ・ 通路角 ・ エレベーター付近 ・ エスカレーター付近 ・ 避難場所(避難口) →メガホン、携帯用拡声器、旗等を活用する。 ④非常口の開放、避難路の確保 →開錠の操作を行い、非常口を開放する。 →エレベーター、エスカレーターの使用禁止を周知する。 →必要に応じてエレベーター、エスカレーターの停止操作を行う。 →防火区画、防煙区画、排煙区画の形成の確認操作をする。 →避難障害物の除去等避難路の確保を行う。 ⑤避難誘導 →避難を誘導する。 →メガホン、携帯用拡声器、旗、懐中電灯等を活用し、先導する。 →介助を要する者の搬送を行う。 ⑥避難の確認 →逃げ遅れ者の有無、避難した者の状態確認を行う。

					→けが人の受傷程度、人数の状況を調べる。 →必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。 →状況を自衛消防組織の本部隊に連絡する。
		訓練結果の検討 [4-2-4]	○訓練結果を検討し、改善事項等の抽出・計画の見直し等を行うことを記載する(具体的な手順等を記載する)。 ○訓練結果の検討組織の構成者を明確にして記載する。		